

内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金※) の3次公募について

令和6年11月
国土交通省 海事局 海洋・環境政策課

※ NXとは、内航変革を表しており、内航のN、変革を表すTransformationのXの頭文字で構成する造語です。

背景・目的

国民生活や経済活動を支える基幹輸送インフラである内航海運は、DXやGXといった社会変容や船員の高齢化といった課題に対応しつつ、物流革新や洋上風力産業への参画といった新たな社会ニーズにも取り組んでいく必要があります。

本補助金では、内航事業者がDXやGXといった社会変容や、船員の高齢化といった内航の諸課題に対応しつつ、物流革新や洋上風力産業への参画といった新たな社会ニーズに貢献するために、複数の者が共同で技術開発や実証を実施する事業に必要な経費を補助することにより、内航分野に新技术の導入を図り、内航海運の生産性向上や船員の働き方改革等を進めるとともに、もって今後の社会変容に対応できる強い内航への変革を促進することを目的とする。

補助金の概要

補助金名称	内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金)
補助対象事業者	複数の事業者で構成される事業体
補助対象事業	内航海運の生産性向上や船員の労働環境改善といった課題に対応し、且つ物流革新や洋上風力産業への参画といった新たな社会ニーズに貢献するための技術開発・実証事業
予算額	2億3,500万円(令和6年度予算額)
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限額	単年型：6,000万円 複数年型：5,000万円(事業期間(2年又は3年)の合計で1億円)
事業期間	単年型：令和6年度末で終了するもの 複数年型：令和6年度から最長3事業年度内で終了するもの
3次公募応募期間	令和6年11月11日(月)から 令和6年11月29日(金)まで

提案事業者の要件

提案事業者の要件は次のとおりです。本補助金においては、複数の者が共同で事業体として申請することが必要であり、すべての提案事業者が①の要件を満たした上で、事業体として②から④までの要件を満たすことが必要です。

①	<p>提案事業者は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 民間企業イ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するものエ 大学等研究機関等
②	補助対象事業を的確に遂行する技術的能力、事務処理能力及び事業の管理体制を有すること。
③	自らの事業として船舶又は舶用機器の製造又は製造に関わる主要な業務（開発、設計等）を行い、補助対象事業により得られた成果を活用した製品の製造能力を有すること。
④	<p>自らの事業として次の各号に掲げる事業のいずれかを営み、補助対象事業により得られた成果を活用して事業を営む能力を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるもの（以下「国際航海」という。）を除く。）イ 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（国際航海を除く。）ウ 内航海運業法第2条第2項第2号に規定する船舶貸渡業エ 内航海運業法第2条第2項第3号に規定する船舶管理業

応募要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

①内航船舶での実証	提案する事業計画の内容に、内航船舶での実証が含まれること。
②事業化・導入計画の策定	<p>提案時に、造船・船用事業者（提案事業者要件の③を満たす者）は（ア）の計画、内航事業者（提案事業者要件の④を満たす者）は（イ）の計画を提出すること。</p> <p>（ア） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の販売及びサービス展開に関する事業化計画 （イ） 技術開発により生み出した成果を活用した製品の導入計画</p>
③成果物の横展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案時に、内航業界へ技術開発成果を効果的に横展開する手法について提案すること。 ・ 技術開発中又は技術開発後、国が行う開発成果の効果等の調査・検証に協力すること。

※ 上記②については、技術開発終了後に、成果報告とともに公表する必要があります。

採択基準

次に示す事項に基づき、総合的に評価します。

内航課題解決への貢献	事業で解決を図ろうとする内航課題(運航効率の改善や船員の労働環境改善等)の設定が適切であること及び課題解決への貢献度合いが高いこと。
社会ニーズへの貢献	事業が社会ニーズ(物流革新、洋上風力発電関連船舶)に合致しており、社会ニーズへの貢献度合いが高いこと。
事業計画の妥当性	事業計画の設定が妥当であり、実施方法、実施体制、スケジュール、費用等が具体的かつ合理的に策定されており、費用対効果が高いこと。
革新性の高さ	既存の技術水準と比べ、補助対象事業により開発する技術の革新性が高いこと。
内航への横展開	補助対象事業の成果が多くの中航事業者にとって利用しやすく、活用が期待されること。

(参考)事業開始までのスケジュール

=提案事業者による手続き

=国土交通省による手続き

応募

応募期間：令和6年11月11日（月）～令和6年11月29日（金）

評価委員会における
事業評価・採択

12月上旬～12月中旬頃に評価委員会を開催します。

評価委員会では、提案事業者がプレゼンテーションを実施し、評価委員の意見を踏まえた上で、国土交通省が予算の範囲内で各事業について採択・不採択を決定します。（原則オンラインで実施）



採択結果通知

12月下旬頃に、国土交通省から提案事業者に対して採択・不採択の結果を通知します。



交付申請

採択の通知を受けた提案事業者は、国土交通省が定める様式に従って交付申請書を提出します。



交付決定

提出された交付申請書について事業計画や積算の妥当性等についてチェック（必要に応じてヒアリング）した上で、補助金の交付が適当と認められたものについて、交付申請から30日以内を目途に国土交通省が交付決定を行います。



事業開始

提案事業者は、交付決定の通知を受けた後に事業を開始します。